

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

- | | | |
|-------------|------------------|---|
| 1. 東京圏 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2. 福岡市・北九州市 | ・・・・・・・・・・・・ | 3 |

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

①～⑭ 略

⑮ 東日本旅客鉄道株式会社、株式会社ジェイアール東日本都市開発が、品川駅北周辺地区において、品川新駅と街を一体的につなぐ歩行者広場、国際的な文化・ビジネス交流機能や外国人の多様なニーズにも対応する滞在・居住機能を備えた国際ビジネス交流拠点を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙68～70のとおり決定する。【平成32年3月に着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（品川駅北周辺地区） 別紙68
- ・東京都市計画地区計画品川駅周辺地区地区計画 別紙69

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画道路幹線街路補助線街路第332号線 別紙70

※実施主体に株式会社ジェイアール東日本都市開発を追加。

⑯～⑳ 略

㉑ 三井不動産株式会社が、日本橋一丁目1・2番地区において、エリアの回遊性を高める歩行者基盤、日本橋川沿いの賑わいある水辺空間と交流空間、都市型複合MICE拠点形成を支える文化体験施設等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙113～115のとおり決定する。【令和9年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（日本橋一丁目1・2番地区） 別紙113

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画日本橋・東京駅前地区地区計画 別紙114
- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業日本橋一丁目1・2番地区第一種市街地再開発事業 別紙115

㉒ 京王電鉄株式会社、東日本旅客鉄道株式会社が、新宿駅西南口地区において、新宿グランドターミナルの実現に向けた駅とまちをつなぐ多層の歩行者

ネットワークや、にぎわい形成に資する観光産業拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 116～118 のとおり決定する。【令和 5 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画都市再生特別地区（新宿駅西南口地区） 別紙 116

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計画新宿駅直近地区地区計画 別紙 117
- ・東京都市計画駐車場第 24 号新宿駅南口駐車場 別紙 118

④ 京浜急行電鉄株式会社、株式会社西武リアルティソリューションズ、高輪三丁目品川駅前地区市街地再開発準備組合、独立行政法人都市再生機構が、品川駅西口地区において、品川駅とまちの連携を強化するバリアフリーの歩行者ネットワークや、豊かな自然と M I C E 等の都市機能が高度に融合した複合交流拠点等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙 119～123 のとおり決定する。【令和 5 年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画地区計作品川駅西口地区地区計画 別紙 119

＜区が定める都市計画に係るもの＞

- ・東京都市計画第一種市街地再開発事業高輪三丁目品川駅前地区第一種市街地再開発事業 別紙 120
- ・東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業 別紙 121
- ・東京都市計画高度地区 別紙 122
- ・東京都市計画防火地域及び準防火地域 別紙 123

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～⑨ 略

⑩ 株式会社 otonari（福岡市中央区、令和4年7月20日設立）